

1号・2号・3号認定用

令和7年度（2025年度）



認定こども園・保育所等入所案内

令和7年4月1日入所の申込み受付

<在園児> 2号・3号

受付期間：令和6年9月2日（月）～9月14日（土）

受付場所：入所している施設

在園児の継続申込みを行う場合、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

<新規> 2号・3号

受付期間：令和6年10月7日（月）～10月31日（木）※土日祝日除く

受付時間：午前8時30分～午後5時00分 ※昼12時～午後1時除く

受付場所：こども保育課（南城市役所1階16番窓口）

新規申込みを行う場合、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

公私連携・私立認定こども園（1号利用）※大里こども園はこども保育課へ提出

<在園児・新規> ※各施設へ直接申込みください。

令和7年5月1日以降入所の申込み受付

<随時> 2号・3号

受付期間：施設利用申込日程表（令和7年度 入園スケジュール）を参照

受付時間：午前8時30分～午後5時00分 ※昼12時～午後1時除く

受付場所：こども保育課（南城市役所1階16番窓口）

新規申込みを行う場合、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

公私連携・私立認定こども園（1号利用）※大里こども園はこども保育課へ提出

<在園児・新規> ※各施設へ直接申込みください。

◇注意事項◇

- ・書類不備、記入漏れ等がある場合は受付いたしません。受付期間内に届いた郵送申込みも同様です。
- ・受付期間終了後の申込みは在園児・新規問わず欠員補充の対象となります。
- ・受付締切前は大変込み合います。申込み順番は選考に影響しないのでゆとりをもってご提出ください。
- ・保育所等へ入所できる児童は、保育が必要だと認定を受けた乳幼児(2号認定・3号認定)になります。
- ・転入予定の方も申込みできますが、3月31日（月）時点で南城市に住所があることが条件です。
- ・入所申込みは、出生届提出後から可能です。

目 次



保育施設とは/入所対象児童/保育の必要量とは	P 1
教育・保育給付認定とは/クラス年齢確認表	P 2
教育・保育給付認定と保育時間	P 3
保育を必要とする理由	P 4
申込みに必要な書類	P 5・6
申込み後～入所までの流れ	P 7
特別な支援を必要とする児童の申込みについて（加配）	P 8
利用調整(入所選考)について/注意事項	P 9
令和7年度 南城市保育所等入所実施基準	P 10
同一指数の場合の保育所入所選考について	P 11・12
保育料について	P 13
(1) 2号・3号認定の保育料等について	
(2) 2号・3号認定の多子軽減について	
(3) 1号認定の保育料等・多子軽減について	
利用施設の種類	P 16
市内教育・保育施設等簡易MAP	P 17
教育・保育施設等一覧	P 18
認可外保育施設/広域入所(市外保育施設申込み)について	P 21
地域子育て支援拠点	P 22
よくある質問Q&A	P 23
確認事項及び同意事項(保管用)	P 25
施設利用申込日程表	裏表紙

令和6年度からの変更点のお知らせ

令和7年度より下記事項について見直しを行っております。お手続きの際はご留意願います。

令和7年5月1日以降入所の申込み受付について〈随時申込〉

申込受付期限を「毎月15日」に変更。（※土日祝日に該当する場合は、翌営業日となります）

令和7年度 保育を必要とする理由等

妊娠・出産の実施期間「産前2ヵ月、産後6ヵ月」を「産前2ヵ月、産後3ヵ月」に変更

令和7年度 南城市保育所等入所実施基準

【調整指数】「5.その他」の摘要細目、「知念地域以外に住所を有する者が、第1・第2希望施設を知念地区とした場合点数2点」を「知念地域以外に住所を有する者が、第1希望施設を知念地区とした場合点数2点」に変更。

保育施設とは

就労などの事由により保護者が家庭で保育できない児童を、保護者に代わり保育を行う目的でお預かりする施設を指しています。そのことから、集団生活を経験させたい、児童の保育に手がかかる等の理由ではお預かりすることができないことから、すべての家庭の児童が入所できる施設ではありません。

入所対象児童

南城市に住民票を有する世帯で、生後6ヵ月から小学校就学前までの保育を必要とする児童が対象です。出生届提出後であれば申込みが可能となります。

南城市に転入予定の方も申込みできますが、3月31日(月)時点で南城市に住所があることが条件です。

保育の必要量とは

1日あたりの保育施設を利用できる時間を示しています。

利用時間の認定は、保護者の状況及び保育を必要とする理由に基づき以下の2つに区分されています。

保育の必要量	利用可能時間
標準時間	1日最大11時間
短時間	1日最大8時間

1日あたりの利用可能時間イメージ例（各施設の開所/閉所時間は教育・保育施設等一覧ページに掲載）



◇注意事項◇

各施設が定めた利用可能時間を超えた場合、延長保育を利用することができます。

延長保育料は無償化の対象とはなりません。（実費負担）

保護者のいずれか一方が短時間に該当する場合は、短時間での利用となります。

兄弟姉妹が既に入所している場合、保育の必要量は全員同じ認定（利用時間）となります。

短時間は原則 8:30～16:30までとなりますが、詳細は各施設へお問い合わせください。

保育必要量の変更申請について下記の通り対応致します。

（事実発生日が未来日）・・・事実発生日から適用※遡って変更はできません。

〈例：事実発生日が7月1日、申請書提出日が6月30日以前であれば、7月1日から変更適用〉

（事実発生日が提出日と同日又は既に経過）・・・提出日の翌週月曜日から適用。

〈例：事実発生日が7月1日、申請書提出日が同日であれば、7月7日から変更適用〉

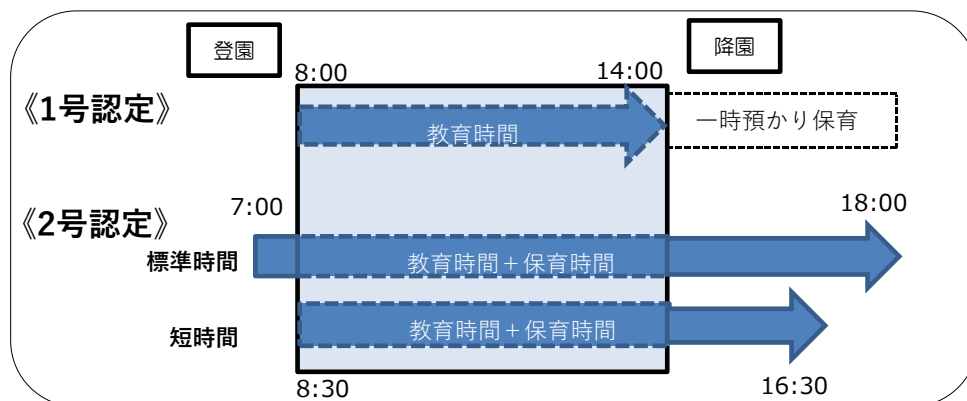
〈例：事実発生日が7月1日、申請書提出日が7月7日であれば、7月14日から変更適用〉

教育・保育給付認定とは

保育施設の利用を希望する場合、利用申込みのほか、保護者や児童の教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。利用申込書が「認定申請書」を兼ねているため、別添手続きをする必要はありません。

「教育・保育給付認定証」は希望者の方へのみ発行します。

利用したい 保育施設 認定区分		幼稚園	保育所	認定こども園		地域型保育事業所 ・家庭的保育 ・小規模保育 ・事業所内保育
				利用時間 朝～昼すぎ	利用時間 朝～夕	
3歳～ 5歳	教育認定 1号認定	○		○		
	保育認定 2号認定		○		○	
0歳～ 2歳	保育認定 3号認定		○		○	○



◇注意事項◇

1号認定と2号認定を併願する場合は、2号認定を先に行います。

1号認定について、冠婚葬祭等やむを得ず保育が必要となる場合、一時預かり保育を利用することができます。
(常態的な利用はできません)



クラス年齢確認表

保育施設でのクラス区分は、令和7年4月1日時点の満年齢で決定されます。

【令和7年度の年齢別クラス区分】

クラス区分	生年月日
0歳児	令和 6 (2024) 年4月2日 ～
1歳児	令和 5 (2023) 年4月2日 ～ 令和 6 (2024) 年4月1日
2歳児	令和 4 (2022) 年4月2日 ～ 令和 5 (2023) 年4月1日
3歳児	令和 3 (2021) 年4月2日 ～ 令和 4 (2022) 年4月1日
4歳児	令和 2 (2020) 年4月2日 ～ 令和 3 (2021) 年4月1日
5歳児	平成 31 (2019) 年4月2日 ～ 令和 2 (2020) 年4月1日

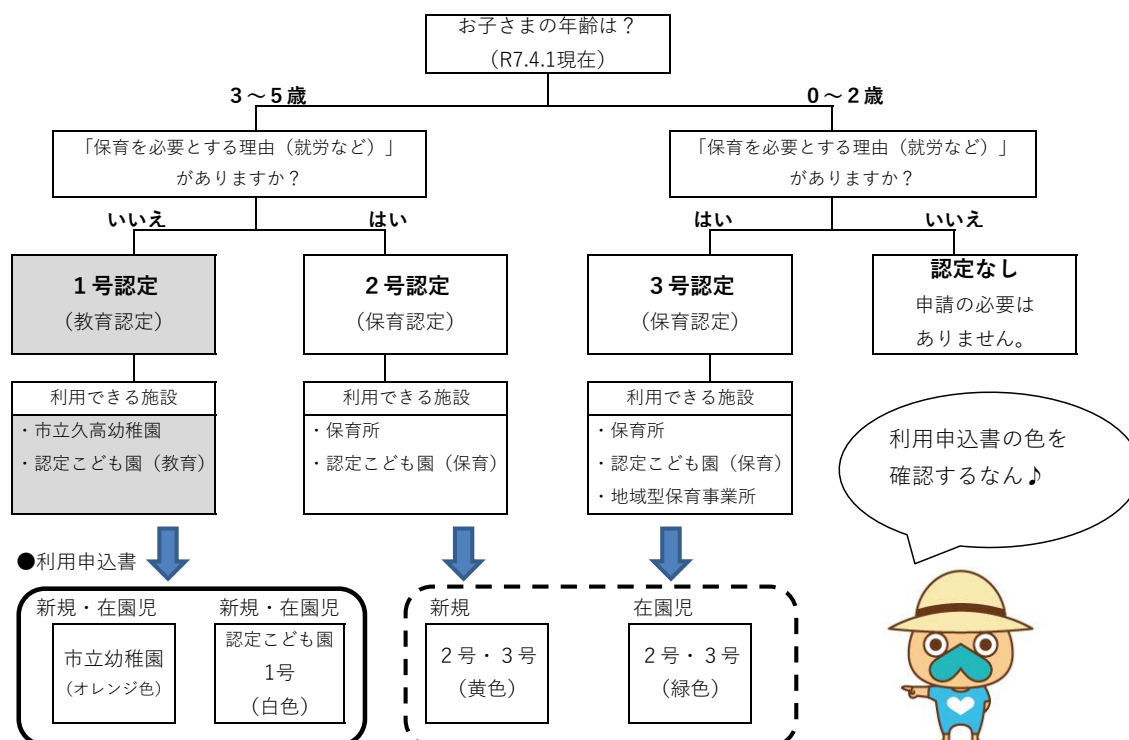
教育・保育給付認定と保育時間

「教育・保育給付認定」については、児童の年齢や保育の必要性に応じて、下記の区分に分類され、それぞれの区分により利用できる施設や時間が決まっています。

認定区分	1号認定（教育認定）	2号認定（保育認定）	3号認定（保育認定）
年齢	3歳～5歳	3歳～5歳	0歳～2歳
保育の必要性	なし	あり	
対象となる児童	保育を必要とせず、 教育を希望する児童	保護者の就労や疾病等の理由により保育を必要とする児童	
保育必要量	教育標準時間	保育標準時間 保育短時間	
利用できる施設	幼稚園 認定こども園（教育）	認可保育所 認定こども園（保育）	認可保育所 認定こども園（保育） 地域型保育事業所



認定区分と利用できる施設を確認するなん♪



「保育を必要とする理由」とは？

- ①就労 ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④同居親族の介護・看護 ⑤災害復旧
⑥求職活動（起業準備含む） ⑦就学 ⑧虐待・DV ⑨育児休業 があります。

保育を必要とする理由

「保育を必要とする理由」として認められるものは、以下の10種類となっています。
すべての保護者は、いずれかの理由に該当する必要があります。



保育を必要とする理由	保護者の状況	保育の必要量	保育の実施期間
就労(注1)	月120時間（週30時間）以上就労している	標準時間	就労期間中
	月64時間（週16時間）以上120時間（週30時間）未満就労している	短時間	
妊娠・出産(注2)	妊娠中、又は出産後間もない方（産前2ヵ月から産後3ヵ月まで）	標準時間	産前2ヵ月、産後3ヵ月
疾病・障害	病気や心身に障害等があり児童を十分にみることができない	標準時間	診断書による療養期間中
介護・看護	長期にわたる病人や心身に障害がある同居親族を常時介護・看護している	標準時間	診断書による療養期間中
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により家屋等の復旧にあたっている場合	標準時間	必要な期間
求職活動(注3)	求職活動を継続的に行っている場合（起業準備中を含む）	短時間	連続3ヵ月まで ※年度内1回限り
就学（自動車学校、習い事等を除く）	職業訓練校、学校教育法で規定する教育施設で月120時間（週30時間）以上の就学	標準時間	就学期間中
	職業訓練校、学校教育法で規定する教育施設で月64時間以上120時間未満(週16時間以上30時間未満)の就学	短時間	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間	福祉事務所長が認める期間
育児休業(注4)	育児休業取得中に既に保育所等を利用している子どもがいて、継続利用が必要である場合	短時間	育休対象児が1歳になる日が属する月末まで
その他	その他、上記に類する状態にある	標準時間 短時間	福祉事務所長が認める期間

保育を必要とする理由や就労状況などに変更が生じた場合、必ず手続きが必要です。
変更があるにもかかわらず手続きが無い場合は虚偽の申請となるため、
内定取り消し・入所取り消し、退所となることがあります。
手続きに必要な書類は、申込み手続き(P.5)の「保護者等の状況を確認できる証明書
（各種証明書類は申込日より3カ月以内に発行されたものを提出）」よりご確認ください。

注1）就労・就学について

- ・就労・就学時間が月64時間（週16時間）未満の場合は、2号・3号認定の対象とはなりません。
- ・就労の場合、就労証明書の記載内容を就労先に確認/調査することがあります。

注2）産前2ヵ月、産後3ヵ月の考え方

- ・予定日が6月15日の場合、産前2ヵ月は4月1日、産後3ヵ月は9月30日までが保育の実施期間となります。

注3）求職活動について

- ・求職活動の場合、保育の実施期間は連続3ヵ月/年度内1回限り利用可能です。
- ・3ヵ月以内に月64時間（週16時間）以上就労することを証明する書類を提出せずに
保育の実施期間の満了を迎えた場合、保育を必要とする理由に該当しなくなりますので、**退所**となります。

注4）育児休業について

- ・育休対象児童が1歳に達した日以後も育児休業を継続する場合は、既に入所している児童（育休対象児童のきょうだい）は原則家庭で保育を行うことになります。
- ・育休対象児童の入所が決まった場合、入所した月の翌月末（4月入所の場合、5月末日）までに復職する必要があります。復職予定日が決定次第、就労証明書を提出してください。
- ・育児休業を延長する場合、育休対象児童が入所申込みをしていただければいけません。
入所申込みが無い場合、在園児（上の子）は**退所**となります。

申込み手続きについて

(1) 申込みに必要な書類

認定区分	対象施設	必要書類	申込先
1号認定	認定こども園（教育）※	A）、C）、D）の該当する書類	利用申込：各施設（大里こども園は市） 給付認定：南城市福祉事務所こども保育課
2号認定	保育所、認定こども園（保育）、 公私連携認定こども園（保育）	A）、B）、C）、D）の該当する書類	南城市福祉事務所こども保育課
3号認定	保育所、認定こども園（保育）、 地域型保育事業所	A）、B）、C）、D）の該当する書類	南城市福祉事務所こども保育課

※認定こども園（教育）を利用希望する場合、直接施設へ申込みを行い、施設から入所の承諾を受けてください。

入所募集案内の配布時期や提出期日については各施設へお問合せください。（大里こども園（1号）は市へ申込み）

A) 全員提出が必要な書類

提出チェック	書類の名称	注意事項
☐	教育・保育給付認定申請書兼 施設利用申込書	児童1人につき1枚の提出が必要です。裏面も忘れず記入してください。 在園児の継続申込みの場合、保護者と対象児童の個人番号記載は不要です。
☐	保育所等入所に関する確認票	児童1人につき1枚の提出が必要です。 全ての項目を確認の上、提出してください。

B) 保護者等の状況を確認できる証明書（各種証明書類は申込日より3ヶ月以内に発行されたものを提出）

父	母	保護者の状況	提出書類
☐	☐	会社員・公務員の方 （育児休業中、採用予定含む）	「 就労証明書 （市指定様式）」 ※就労先が複数ある場合、それぞれの雇用主による証明が必要です。 ※採用予定で就労証明書を提出した場合、採用後に再度提出してください。 ※保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として保育所、認定こども園又は幼稚園で勤務されている方は、 保育士等の資格、免許の写しを添付 してください。
☐	☐	自営業・農林水産業・内職 （協力者、日雇い労働者含む）	「 自営業・農業等従事者申告書 （市指定様式）」 ※次のいずれかの書類の写しを添付してください。 □税申告書（事業所得の営業等収入が記載されたもの） □開業届 □営業許可証 □直近3ヶ月の実績状況がわかる書類（手書不可、取引先会社の押印等があるもの） ※協力者は次のいずれかの書類の写しを添付してください。 □税申告書 □源泉徴収票 □給与明細書（直近3ヶ月分） □その他従事していることがわかる書類（出勤記録など）
☐	☐	妊娠・出産	産前「 妊婦健康診査受診票の写し 」、産後「 母子手帳の写し 」 ※妊婦健康診後に医療機関が記載したもので、出産予定日と医療機関が確認できるもの。
☐	☐	疾病の方	「 医師の診断書（保護者用） （市指定様式）」 ※押印のないものは無効となります。
☐	☐	障がいのある方	「 身体障害者手帳の写し 」、「 療育手帳の写し 」、 「 精神障害者保健福祉手帳の写し 」のいずれかひとつ
☐	☐	介護・看護にあたっている方	「 医師の診断書（介護・看護用） （市指定様式）※押印のないものは無効」 又は「 介護保険被保険者証の写し （介護認定を受けている場合）」 及び「 介護・看護状況申告書 （市指定様式）」
☐	☐	就学中の方	父母 → 「 在学証明書 」及び「 年間カリキュラム、時間割 」 世帯員 → 「 在学証明書 」又は「 学生証の写し （有効期間内のもの）」
☐	☐	求職活動中 （※連続3ヵ月/年度内1回限り）	「 求職活動（起業準備）状況報告書 （市指定様式）」 ※次のいずれかの書類の写しを添付してください。 □ハローワークカード □南城市雇用サポートセンター発行の求職票 □面接先企業等の面接日程通知 □採否通知書 □活動状況がわかる状況報告書 ※入所後、求職活動報告書を提出していただく場合があります。 ※保育利用期間終了日までに、「就労証明書」又はそれ以外の「保育を必要とする理由」 が確認できる書類の提出がない場合は、保育利用期間終了日で退園となります。 ※ 同一年度で、求職活動中を理由とする再利用及び継続利用はできません。
☐	☐	家庭の災害	「 被災を証明する書類 （罹災・被災証明書等）」

※保護者（父母）及び22歳以上60歳未満の扶養義務者（同住所別世帯含む。P.24参照）につき、各1部提出が必要です。

※事実婚、内縁、結婚予定と一緒に生活している方も含みます。

※各様式は南城市ホームページからもダウンロードできます。

※児童2人以上の申込みの場合、証明書等の書類は、上のお子さんに原本、下のお子さんにコピーを添付してください。

C) 世帯状況の確認に必要な書類（下記の条件に該当する世帯のみ。世帯につき各1部）

提出チェック	世帯の状況	提出書類
☐	生活保護世帯	南城市福祉事務所発行の「生活保護受給証明書の写し」
☐	母子・父子世帯	「児童扶養手当受給者証の写し」又は「母子及び父子家庭等医療費受給者証の写し」両方ともない方は「離婚日が記載されている戸籍謄本の写し（発行日が1ヶ月以内のもの）」、未婚の方は「戸籍謄本の写し」
☐	障がい者（児）のいる世帯	「身体障害者手帳の写し」・「精神障害者保健福祉手帳の写し」、 「特別児童扶養手当 障害認定通知書」・「有期再認定通知書」 「障害基礎年金証書の写し」・「療育手帳の写し」のいずれかひとつ
☐	里親	「里親委託証明書の写し」又は「措置書の写し」
☐	単身赴任者のいる世帯	赴任先に住所を異動していることを証明する「住民票抄本」 ※赴任先が沖縄本島以外の場合のみ
☐	転入予定の方	「転入申立書（保育所用）（市指定様式）」及び「現住所の住民票謄本（写し可）」及び「D) に示す書類」 ※申込み後に住所が変更になった場合は、その都度届出書を提出してください。

※児童2人以上の申込みの場合、証明書等の書類は、上のお子さんに原本、下のお子さんにコピーを添付してください。

世帯の状況（結婚等）に変更が生じた場合、必ず手続きが必要です。

変更があるにもかかわらず手続きが無い場合は虚偽の申請となるため、

内定取り消し・入所取り消し、退所となることがあります。

手続きに必要な書類は、申込み手続き(P.5)の「保護者等の状況を確認できる証明書（各種証明書類は申込日より3ヵ月以内に発行されたものを提出）」よりご確認ください。

D) 保育料算定に必要な書類（父母及び世帯員（扶養義務者）につき各1部）

令和6年1月1日、令和7年1月1日時点で南城市に住所がある方は提出不要です。

南城市民でない方については、下記の書類を転入前の市町村より取得して提出してください。

提出チェック	状況	提出書類
☐	令和6年1月1日時点で南城市民でない方	令和6年度住民税所得課税証明書 ※所得・各種控除・課税額・住宅借入金等特別税額控除等の税額控除が記載されているもの
☐	令和7年1月1日時点で南城市民でない方	令和7年度住民税所得課税証明書（令和7年6月頃発行可能） ※所得・各種控除・課税額・住宅借入金等特別税額控除等の税額控除が記載されているもの

**税情報が確認できない方（未申告者、税の証明書の提出がない方）は、
最高額の保育料（46,000円）にて算定します。**

（2）特別な支援を必要とする児童の申込みについて（加配保育）

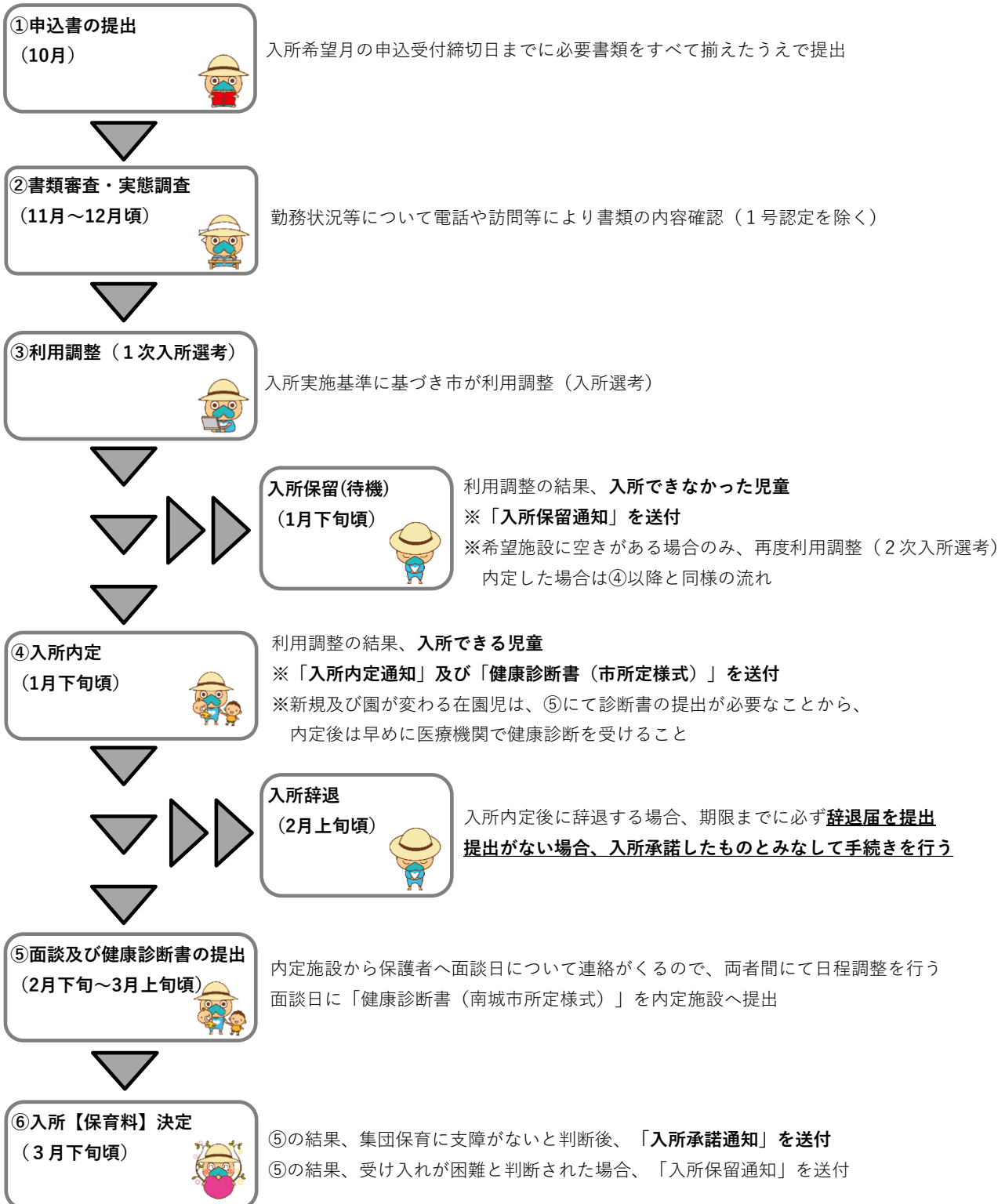
通常の申込書と併せて加配保育利用の申込みが必要です。あらかじめ窓口でお申し出ください。
在園児については、事前に保育施設とご相談の上、申請をお願いします。
詳細は、『特別な支援を必要とする児童の申込みについて(加配保育)』(P.8)をご確認ください。

加配保育利用申請書提出期限

在園児：令和6年9月13日（金） / 新規：令和6年10月31日（木）

申込み後～入所までの流れ

※令和7年4月1日入所の場合



※入所内定・決定後でも、提出書類に虚偽が発覚した場合や保育の必要性が無くなった場合入所を取り消すことがあります。

※入所保留(待機)となった場合でも令和7年度末まで申込みは有効ですので、毎月の申込みは必要ありません。

※年度途中の入所については、利用調整後、入所内定した児童の保護者へのみ電話連絡を行います。

※利用調整（入所選考）の方法については、P.9をご確認ください。

1号申込み後～入所までの流れ（公私連携・私立認定こども園）

申込み受付から入所決定まで施設が行いますので、詳細は各施設へ直接お問い合わせください。

入所内定後に各施設から市へ入所者の報告後、市が給付認定を行います。※大里こども園はこども保育課へ申込

特別な支援を必要とする児童の申込みについて（加配保育）

本市の保育施設では、集団保育の中で個別の配慮が必要とされる児童（心身の発達の遅れや障がい、疾病、その他）に対し、お子さんの発達状況や個性等をふまえ、丁寧に関わりながら保育を行ってまいります。

対象児童

保育を必要とする児童で、集団保育の中で個別の配慮が必要とされる児童（特別児童扶養手当、身障手帳、療育手帳の対象児等）及び本市の審査会にて集団保育が可能と判断された児童が対象です。

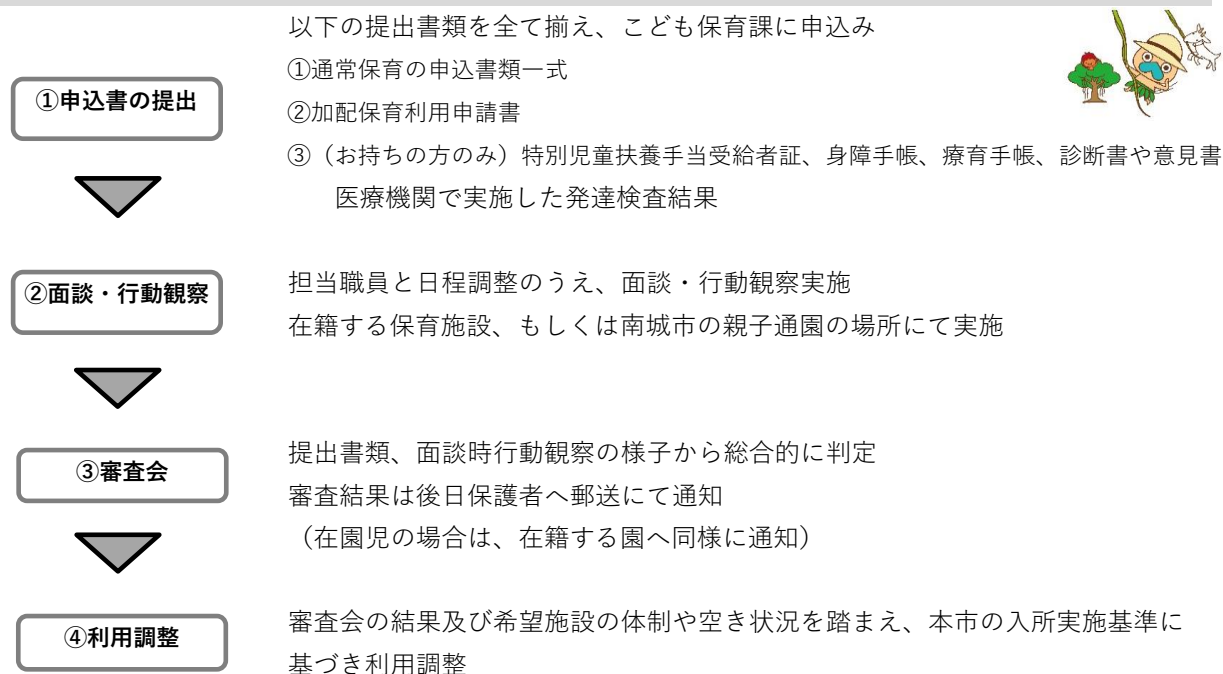
審査会

審査会は年に1回開催しています。

令和7年4月1日入所を希望する場合、令和6年10月～12月開催予定の審査会を受ける必要があります。

児童の安全上やむを得ない場合を除き年度途中の実施はありません。

申込み～利用調整までの流れ



◇注意事項◇

- ・児童の健康面、安全面等を考慮し、適切な保育や支援を実施するための職員（加配支援員等）が必要と判断されることがありますが、希望施設にて支援員等が不足している等の理由により十分な受け入れ態勢が取れない場合、利用調整において保育の必要性が高いとみなされても入所をお待ちいただくことがあります。
- ・あくまでも集団保育であり、支援員等が1対1で対応するものではありません。
- ・医療的ケア(医師の指示に従い看護師が行う処置等)を必要とする場合、入所申込み前にご相談ください。

利用調整（入所選考）について

1. 利用調整（入所選考）方法について

各施設において受入人数を超える申し込みがあった場合は、第1希望から第4希望の児童を含めて利用調整（入所選考）を行い、保育の必要性が高い方から決定します（**申込み順ではありません**）。保育の必要性は、受付期間中に提出された書類をもとに、保育を必要とする理由に応じて点数化します。

例）A施設を第1希望とした38点の方より、A施設を第2希望とした40点の方が入所。

※利用調整は保育の必要性の高い順で行いますので、入所の順番や待機の順番は変動します。

※各施設の受入人数に基づき、利用調整を行います。各施設の受入人数は保育所等の面積、保育士数、保育状況等により決まりますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。また、年齢によっては新規受入れを行わない施設もあります。

2. 保育の必要性の点数化について

南城市保育所入所実施基準（P.10）に基づき、基礎指数と調整指数の合計で点数化を行います。

申込み時点で、保育を必要とする理由が複数ある場合、より高い基礎指数を適用します。なお、入所後の保育の必要量及び利用可能期間は適用された基礎指数（保育を必要とする理由）に基づき決定します。

例）週20時間就労(16点)と妊娠出産(18点)の場合 → 妊娠出産の基礎指数、保育必要量、利用可能期間を適用

※申込み時の状況が入所時も継続していることを前提とします。

※締切日までに提出された書類をもとに点数付けを行います。

※申込み後に提出された書類により、保育を必要とする理由が変更になった場合は、変更後の理由に基づいた点数付けを行います。また、保育の必要量、利用可能期間も変更後の理由に基づき決定されます。

例）求職活動から疾病への変更の場合 → 疾病・障害の基礎指数、保育必要量、利用可能期間を適用

注意事項

1. 令和6年度の申込みをしている方でも、令和7年4月からの入所を希望する方は、新たに申込みをする必要があります。
2. 必要書類の提出がない場合には選考の対象になりません。
3. 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として保育所、認定こども園又は幼稚園で勤務されている方は、**保育士等の資格、免許の写しを提出してください。提出がない場合、加点を行いません。**
4. きょうだい児申込の加点について、**1号認定の児童は加点の対象外**となります。
5. 保護者の一方が転勤等で市外在住の場合でも、就労証明書等の保育の必要性を証する書類の提出が必要です。
6. 在園児で令和7年4月以降も**同じ保育所等を希望される場合は、第一希望に在園している保育所名を記入してください（在園児優先適用あり）**。別の保育所等にきょうだい児がいない児童で、**在園している保育所以外を第一希望に記入した場合は、新規の申込みとして取り扱います（在園児優先適用なし）**。
7. **きょうだい児が別々の保育所に在園している場合で、転園を目的としてどちらか一方の保育所名を第一希望に記入し、第二希望に現在在園している保育所名を記入したときは、在園児優先が適用されます。**ただし、**4月入所希望者のみの適用**となり、必ずしも転園できるとは限りません。
※令和7年4月以降、きょうだい児が久高幼稚園生または小学生になる場合は適用されません。
8. 令和7年3月末で**小規模保育施設を卒園する児童について、連携施設入所を希望する場合、連携施設**の在園児を継続入所させた後、**最優先で利用調整（入所選考）を行います。連携施設を希望せず、他の保育所を希望する場合は、新規の申込みとして取り扱います。**連携施設については、各園にお問い合わせください。
9. 在園児でも、**4月入所申込み受付期間終了後に申込みをしたときは、欠員補充の対象となります。**
10. 在園児でも、**保育を必要とする理由が確認できない場合は、保育所の継続利用はできません。**
11. 令和7年4月入所に係る**就労証明書等の必要書類（P.5に示す保護者の状況を確認できる証明書）の記載事項変更や、希望保育施設の変更をしたい場合は、令和6年11月8日（金）の午後5時までに**こども保育課へ届け出てください。期限後の変更は一切受け付けません。
12. 長期休園については3ヵ月継続利用可能です。休園中は園に在籍している形のため利用者負担額（保育料）は全額発生します。又3ヵ月を超えての休園・正当な理由のない休園は退所となります

令和7年度 南城市保育所等入所実施基準

【基礎指数】

類型	摘要細目	点数	父	母
1.就労	週38時間以上働いている者	20		
	週35時間以上働いている者	19		
	週30時間以上働いている者	18		
	週25時間以上働いている者	17		
	週20時間以上働いている者	16		
	週16時間以上働いている者	15		
2.妊娠・出産	産前2ヵ月、産後3ヵ月	18		
3.疾病等	疾病のため長期入院（入院内定者も含む）	20		
	居宅内において日中の大半を病床で過ごしている	20		
	精神又は感染症により児童に悪影響を及ぼす恐れがある	20		
	定期的通院治療及び自宅療養している	15		
	身体障害者手帳(1～2級)、療育手帳所持者(A1～A2)又はそれと同程度と認められる	20		
	〃(3級、又はB1)	18		
4.介護・看護・付添	〃(4級以下、又はB2)	16		
	1ヵ月以上にわたり入院している者の付添をしている	20		
	長期にわたり週3日以上通院付添をしている	15		
	週3日以上障がい者（児）の通園通学付添をしている	18		
	寝たきり老人、重度心身障害者等の常時観察と介護を必要とする者を居宅内で介護	18		
	上記以外の者を居宅内で常時介護・看護している	15		
5.就学	大学・各種学校へ1日7時間、週5日以上	17		
	上記以外の場合	12		
6.求職中 (起業準備含む)	求職活動が確認できる場合（ひとり親世帯）	13		
	求職活動が確認できる場合	10		
	求職活動が確認できない場合（ひとり親世帯：確認書類の提出がない者）	10		
	求職活動が確認できない場合（確認書類の提出がない者）	7		
7.災害復旧	火災、風水害などで長期間その復旧にあたっている	20		

※父母ともにいずれか1つの事由を適用する（2つ以上該当する事由がある場合は、どちらか点数の高い事由を適用する）。ただし、申込後に提出される

就労証明書等により就労時間や保育を必要とする理由などが変更になった場合は、変更後の理由等に基づいた基礎指数を適用する。

【調整指数】 ※該当内容につき加点

類型	摘要細目	点数	父	母
1.就労状況	保育所、認定こども園、幼稚園で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として週5日以上、かつ週35時間以上勤務している（資格など確認書類を提出した場合）	7		
	保育所、認定こども園、幼稚園で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として週4日以上、かつ週25時間以上35時間未満勤務している（資格など確認書類を提出した場合）	5		
	保育所、認定こども園、幼稚園で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として週3日以上、かつ週16時間以上週25時間未満勤務している（資格など確認書類を提出した場合）	3		
	育児休業中	1		
	自営業・農業等従事者で確認書類の提出がない者又は申込み時点で採用予定の者	-2		
2.家庭状況	母子・父子世帯（児童扶養手当受給者証など確認書類を提出した場合）	25		
	ひとり親とみなす場合（離婚調停中など確認書類を提出した場合）	19		
	単身赴任世帯（赴任先が本島以外の場合で、赴任先の住民票を提出した場合）	2		
	船舶従事者で、一度の出航につき3ヶ月以上帰港しないことが証明できる者	1		
	里親・生活保護世帯（生活保護受給証明書など確認書類を提出した場合）	5		
	障がい児（者）のいる世帯（障害者手帳など確認書類を提出した場合）	3		
	虐待やDVの恐れがある	3		
3.児童の状況	出産前に1ヵ月以上入院又は療養が必要な場合（診断書など確認書類を提出した場合）	2		
	入所児童が障がい児（障害者手帳など確認書類を提出した場合）	5		
4.きょうだい児申込 ※1号認定は加点対象外	い a.きょうだいともに申込みをした場合	1		
	b.きょうだい児が在園中（4月以降も在園する児童を対象）の保育施設を第一希望として申込みをした場合	2		
	c.きょうだい児が別々の保育施設に在園している場合で、転園を目的として、どちらか一方の保育施設を第一希望として申込みをした場合（4月入所希望者のみ）	4		
	d.多胎児童数に応じて加点（例 双子：2点、三つ子：3点）	人数×1		
5.その他	当初申込期限内に申込み（4月入所希望者のみ）	1		
	知念地域に住所を有する者が、第1・第2希望施設を知念地区とした場合	1		
	知念地域以外に住所を有する者が、第1希望施設を知念地区とした場合	2		
	第1～第4希望にあげた保育施設の入所内定を2回辞退した場合（辞退した月から年度末まで）	-1		
	同一世帯の親族その他の者が保育をすることができる場合	-5		
	申込書類等に虚偽があった場合	-10		
	その他（状況に応じて加点）			

※保護者の就労状況等に変更が生じた場合は、変更後の状況に基づいた調整指数を適用する。

※在園児は原則として継続入所とする（期限外申込み、単に在園施設以外を第一希望とした場合、保育の必要事由に該当しない場合を除く）。

令和7年度 同一指数の場合の保育所入所選考について

保育所等入所実施基準において同一指数の場合は、優先順位を次のとおりとする。

1. 基本的な優先順位

- (1) 申込みした保育所等において前年度在園児である
- (2) 保護者が保育所、認定こども園又は幼稚園で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として週5日以上、かつ週35時間以上勤務している
- (3) 保護者が保育所、認定こども園又は幼稚園で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として週4日以上、かつ週25時間以上35時間未満勤務している
- (4) 保護者が保育所、認定こども園又は幼稚園で保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として週3日以上、かつ週16時間以上25時間未満勤務している
- (5) 身体障害者手帳等、本人が障がい児であると確認できる
- (6) 本人が発達障害児と診断や検査結果が出されている
- (7) 保育所等入所実施基準の求職活動中の母子・父子世帯
- (8) 保育所等入所実施基準の母子・父子世帯
- (9) 保育所等入所実施基準の災害復旧
- (10) 保育所等入所実施基準の保護者の疾病
- (11) 同一保育施設にきょうだいが在園又は内定している
- (12) 保育所等入所実施基準の看護・介護
- (13) 保育所等入所実施基準の出産
- (14) 単身赴任世帯
- (15) 両親とも居宅外で勤務している
- (16) 片方が居宅外、片方が居宅内で勤務している
- (17) 両親とも居宅内で勤務している
- (18) 保育所等入所実施基準の就学
- (19) 会社等へ採用されることが決まっている者（採用予定の者）
- (20) 保育所等入所実施基準の求職者

2. なお同位の場合における優先順位

- (1) 保育所等入所実施基準における調整指数において減点がない世帯
- (2) 保育所等入所実施基準における基礎指数が高い世帯
- (3) 両親の勤務時間の平均が長い世帯
- (4) 両親の勤務日数の平均が多い世帯
- (5) 就学前児童数の多い世帯
- (6) 前年度（4月1日時点）待機児童のいる世帯
- (7) 両親の所得額の合計が少ない世帯

3. 以上においてもなお同位の場合は、実態調査の上判断する。

利用調整（入所選考）について

《大里こども園（1号）》

● 4月入所申込み

中学校区内の児童を優先的に受入れします。

申込状況により抽選等による選考を行う場合もあります。

利用調整優先順位について

※下記の優先順位は〔1〕が最も高く、順に下がっていきます。

〔1〕	当該こども園が所在する中学校区に住所を有する児童
〔2〕	生活保護世帯または住民税非課税世帯の児童
〔3〕	ひとり親世帯の児童
〔4〕	身体障害者手帳、療育手帳を保有する又は特別児童扶養手当を受給している等障がいをもつ児童
〔5〕	家族に障がい者（児）がいる世帯の児童
〔6〕	児童養護施設利用・里親世帯等の児童
〔7〕	当該こども園に兄弟姉妹が在園している児童
〔8〕	申請する本人が多胎児の児童
〔9〕	当該こども園が所在する中学校区域の小学校に兄弟姉妹が通学している児童
〔10〕	その他福祉事務所長が認める児童

※ 以上でもなお同位の場合は、抽選により決定します。



中学校区

- ・玉城こども園→玉城全域（南城市玉城に住所を有する者）
- ・知念こども園→知念全域（南城市知念に住所を有する者）※久高除く
- ・佐敷こども園→佐敷全域（南城市佐敷に住所を有する者）※つきしろ地域を含む
- ・大里こども園→大里全域（南城市大里に住所を有する者）

※募集の結果、定員を下回る場合は、校区外の児童の受け入れも可能ですが、校区外のお子さんについて、入園した園の近隣小学校への入学を保障するものではありません。

● 5月以降入所申込み

随時受け付けを行います。利用申込日日程表（裏表紙）をご確認のうえ、必要書類をこども保育課にご提出ください。申込状況により抽選等による選考を行う場合もあります。

《公私連携認定こども園》 玉城こども園、知念こども園、佐敷こども園

各施設へ直接お問い合わせください。

《私立認定こども園》 船越認定こども園・あおぞらこども園・あおぞら第2こども園・松の実こども園

各施設へ直接お問い合わせください。

保育料について

(1) 2号・3号認定の保育料等について

保育料は、均一ではなく、前年度と当年度(令和6年度と令和7年度)の住民税課税状況と児童の年齢や保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)、世帯状況(生活保護、母子、父子、障がい等)によって決定されます。

- ・基本的には両親の課税状況で保育料を算定しますが、両親の収入が生活保護の基準を下回る場合は同居の扶養義務者(児童の祖父母等 P.24参照)の内で最高収入者等の課税状況も含めて算定します(世帯分離していても住所が同じであれば同居とみなします)。
- ・きょうだいが保育所または幼稚園、児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合保育料の多子軽減が適用されます。詳細は次のページをご覧ください。
- ※多子軽減については、世帯によって異なる場合がございます。

(私立幼稚園、企業主導型保育事業への在園の場合は、令和7年4月以降の在園証明書等の提出が必要になります。)

- ・保育料算定に住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・電子証明書等特別・控除(e-tax)・寄付金控除等は適用されません。
- ・毎年9月に保育料の切り替えを行います。9月に新しい年度(令和7年度)の市民税額で保育料を算定し、切り替え、変更がある世帯に新しい保育料通知を行います。
- ・保育料は口座振替となります。引落し日は毎月10日、10日に引落しできなかった場合は末日です(土曜、休日の場合は翌営業日)。
- 幼児教育・保育の無償化について

3～5歳児クラス児童の保育料は0円となりますが、主食費と副食費は負担していただく必要があります。ただし、世帯年収360万未満相当世帯の児童と多子計算による第3子以降の児童は、副食費が免除となります。**(注意) 主食費と副食費については、施設へお支払いください。0～2歳児クラスの非課税世帯の児童も保育料は0円となります。なお、0～2歳児クラス児童については、保育料の中に主食費・副食費が含まれております。**

- 保育料算定における寡婦(夫)控除みなし適用について

平成25年度より、保育料算定に際して寡婦(夫)控除のみなし適用を行っております。※寡婦(夫)控除みなし適用には、保護者の申請が必要です

利用者負担額(保育料等) 基準表			利用者負担額(保育料等) 月額(円)			
			3歳児クラス以上 主食費・副食費		0～2歳児クラス 保育料	
区分	市町村住民税状況・世帯状況		主食費	副食費	標準 時間	短 時間
第1階層	生活保護世帯				0	0
第2階層	市町村住民税 非課税世帯	【階層：200】一般世帯			0	0
		【階層：210】ひとり親世帯・障害者世帯			0	0
第3階層	所得割額 48,600円未満	【階層：300】一般世帯			15,000	14,700
		【階層：310】ひとり親世帯・障害者世帯			7,000	6,850
第4階層	所得割額 48,600円以上 57,700円未満	【階層：400】一般世帯			24,000	23,500
		【階層：410】ひとり親世帯・障害者世帯			9,000	9,000
	所得割額 57,700円以上 72,800円未満	【階層：400】一般世帯		※施設へ 直接納付 0 (免除)	24,000	23,500
		【階層：410】ひとり親世帯・障害者世帯		0 (免除)	9,000	9,000
	所得割額 72,800円以上 77,101円未満	【階層：420】一般世帯		※施設へ 直接納付 0 (免除)	25,000	24,500
		【階層：430】ひとり親世帯・障害者世帯		0 (免除)	9,000	9,000
	所得割額 77,101円以上 97,000円未満	【階層：440】			25,000	24,500
第5階層	所得割額 97,000円以上 133,000円未満	【階層：500】			33,500	32,900
		【階層：510】			34,500	33,900
第6階層	所得割額 169,000円以上 301,000円未満	【階層：600】			37,000	36,300
第7階層	所得割額 301,000円以上 397,000円未満	【階層：700】			41,500	40,700
第8階層	所得割額 397,000円以上	【階層：800】			46,000	45,200

※主食費と副食費については、施設への直接納付となります。(大里こども園は除く)

※金額等については、施設へお問い合わせください。

(2) 2号・3号認定の多子軽減について

同一世帯または生計を一緒にする場合の世帯で、第2子目以降の保育料を次の市町村民税所得割額に応じて保育料を軽減します。また、3～5歳児クラス児童にご負担していただく副食費について、第3子目以降は免除となります。

世帯区分	市町村民税の所得割額	第1子の年齢制限	第2子以降の保育料軽減額	副食費の免除
ひとり親世帯・ 障害者世帯	A. 所得割の額 77,101円未満	なし	第2子目以降は、無償	第1子目以降 は、免除
	B. 所得割の額 77,101円以上	小学校入学前	第2子目は、半額 第3子目以降は、無償	第3子目以降 は、免除
一般世帯	非課税世帯	なし	第2子目以降は、無償	第1子目以降 は、免除
	C. 所得割の額 57,700円未満	なし	第2子目は、半額 第3子目以降は、無償	第3子目以降 は、免除
	D. 所得割の額 57,700円以上	小学校入学前	第2子目は、半額 第3子目以降は、無償	第3子目以降 は、免除

※ B、Dの世帯では、幼稚園（新制度移行）及び認定こども園、認可保育所、私立幼稚園（新制度未移行）、企業主導型保育事業を利用している子どものうち、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子と数えます。

※一定額の収入がある子どもについては、多子対象から除きます。

○0～2歳児クラスの課税世帯児童の保育料は、下記例のように軽減されます。

例1) ひとり親世帯・障害者世帯の場合

B. 【所得割額 80,000円】
父：なんじい
子：一郎（7歳）
子：次郎（4歳）
子：姫（1歳）



	利用施設	第何子か	保育料軽減額
一郎	小学2年	—	—
次郎	保育園	第1子	保育料 無償
姫	保育園	第2子	保育料 半額

●世帯の所得割額が、77,101円以上。一郎さんは小学生以上なので、次の次郎さんから第1子として数える。

A. 【所得割額 40,000円】
父：なんじい
子：一郎（7歳）
子：次郎（4歳）
子：姫（1歳）



	利用施設	第何子か	保育料軽減額
一郎	小学2年	第1子	—
次郎	保育園	第2子	保育料 無償
姫	保育園	第3子	保育料 無償

●世帯の所得割額が、77,101円未満。第1子の年齢制限がないので、一郎さんを第1子として数える。

例2) 一般世帯の場合

D. 【所得割額 90,000円】
父：なんじい
母：ともし
子：一郎（7歳）
子：次郎（4歳）
子：姫（1歳）



	利用施設	第何子か	保育料軽減額
一郎	小学2年	—	—
次郎	保育園	第1子	保育料 無償
姫	保育園	第2子	保育料 半額

●世帯の所得割額が、57,700円以上。一郎さんは小学生以上なので、次の次郎さんから第1子として数える。

C. 【所得割額 15,000円】
父：なんじい
母：ともし
子：一郎（7歳）
子：次郎（4歳）
子：姫（1歳）



	利用施設	第何子か	保育料軽減額
一郎	小学2年	第1子	—
次郎	保育園	第2子	保育料 無償
姫	保育園	第3子	保育料 無償

●世帯の所得割額が、57,700円未満。第1子の年齢制限がないので、一郎さんを第1子として数える。

※上記は、架空の家族構成です。

(3) 1号認定の保育料等・多子軽減について

○幼児教育・保育の無償化について

3歳以上児童の保育料は0円となりますが、主食費と副食費は負担していただく必要があります。ただし、世帯年収360万未満相当世帯の児童と多子計算による第3子以降の児童は、副食費が免除となります。

(注意) 主食費と副食費については施設へお支払いください。(大里こども園は除く)

区分	市町村民税状況・世帯状況		3歳以上児	
			主食費	副食費
第1階層	【階層：101】生活保護世帯		※施設へ 直接納付	0 (免除)
第2階層	市町村民税非課税世帯 (所得割額非課税世帯含む)	【階層：201】一般世帯		
		【階層：211】ひとり親世帯・障害者世帯		
第3階層	所得割額 1円以上77,101円未満	【階層：301】一般世帯		
		【階層：311】ひとり親世帯・障害者世帯		
第4階層	【階層：401】所得割額 77,101円以上211,201円未満		※施設へ 直接納付	
第5階層	【階層：501】所得割額 211,201円以上			

●多子軽減について（1号）

同一世帯または生計を一緒にする場合の世帯で、第3子目以降の児童の副食費を次の所得階層に応じて免除します。

階層区分	第1子の年齢制限	副食費の免除
第1階層、第2階層、階層311	なし	第1子目以降は、免除
階層301		
第4階層以上	小学校3年生	第3子目以降は、免除

※一定額の収入がある子どもについては、多子対象から除きます。

例) こども園（1号）に入園している次郎さんの場合（保育料は一律0円となります。）

例1)第1階層～第3階層の場合

父：なんじい
母：ともこ
子：一郎（10歳）
子：次郎（4歳）
子：姫（1歳）

	利用施設	第何子か	副食費
一郎	小学4年	第1子	—
次郎	こども園 (1号)	第2子	免除
姫	保育園		

例2)第4階層以上の場合

父：なんじい
母：ともこ
子：一郎（9歳）
子：姫（8歳）
子：次郎（4歳）

	利用施設	第何子か	副食費
一郎	小学3年	第1子	—
姫	小学2年	第2子	—
次郎	こども園 (1号)	第3子	免除

例3)第4階層以上の場合

父：なんじい
母：ともこ
子：一郎（10歳）
子：次郎（4歳）
子：姫（1歳）

	利用施設	第何子か	副食費
一郎	小学4年		—
次郎	こども園 (1号)	第1子	全額
姫	保育園		

利用施設の種類

～法人認可保育所・地域型保育事業所・認定こども園～

【法人認可保育所】

保育所は、保護者の就労や疾病等の理由で、家庭で児童を十分に保育することができない場合、保護者に代わりその児童の保育を行う施設です。従って、どの家庭の児童も無条件に入所できるものではなく、**日頃から「保育する人のいない児童」と認められた場合に入所対象となります。**

利用できる子どもの年齢は0歳児～5歳児クラス（※）までとなります。

※4歳児クラスまでの受け入れの園もあります。

※5歳児クラスがあっても、定員枠により4歳児クラスに在園しているすべての児童が進級できない場合があります。入所申込みの際は、施設情報を十分にご確認ください。

◆保育所の種類

認可保育所：法人の保育所で、保育士の配置基準や施設基準等の基準を満たすものとして、県が認可している施設です。

【地域型保育事業所】

0歳児～2歳児クラスの少人数を対象に保育を行う保育所です。法人認可保育所と同様、保育士の配置基準や施設基準等の基準を満たすものとして、南城市が認可している施設です。

◆地域型保育事業所の種類

家庭的保育：定員5名以内の少人数で保育を行う施設です。

小規模保育：定員19名以内の少人数で保育を行う施設です。

事業所内保育：事業所に勤める従業員の児童（従業員枠）、南城市内の児童（地域枠）の保育を行う施設です。定員は従業員枠と地域枠を合計した数になります。

※地域型保育事業所の卒園後の進級について

地域型保育事業所には3歳児クラスがないため、2歳児クラスの年度末で卒園となります。卒園後は卒園まで利用していた地域型保育事業所と、卒園児の受入について協定を結んでいる「連携施設（保育所等）」の3歳児クラスに優先的に入所することができます。

※連携先の情報については、P.19の備考または各施設に直接ご確認ください。

【認定こども園】

認定こども園は、幼児教育を行う幼稚園の機能と保育を行う保育所の機能を備えた施設です。

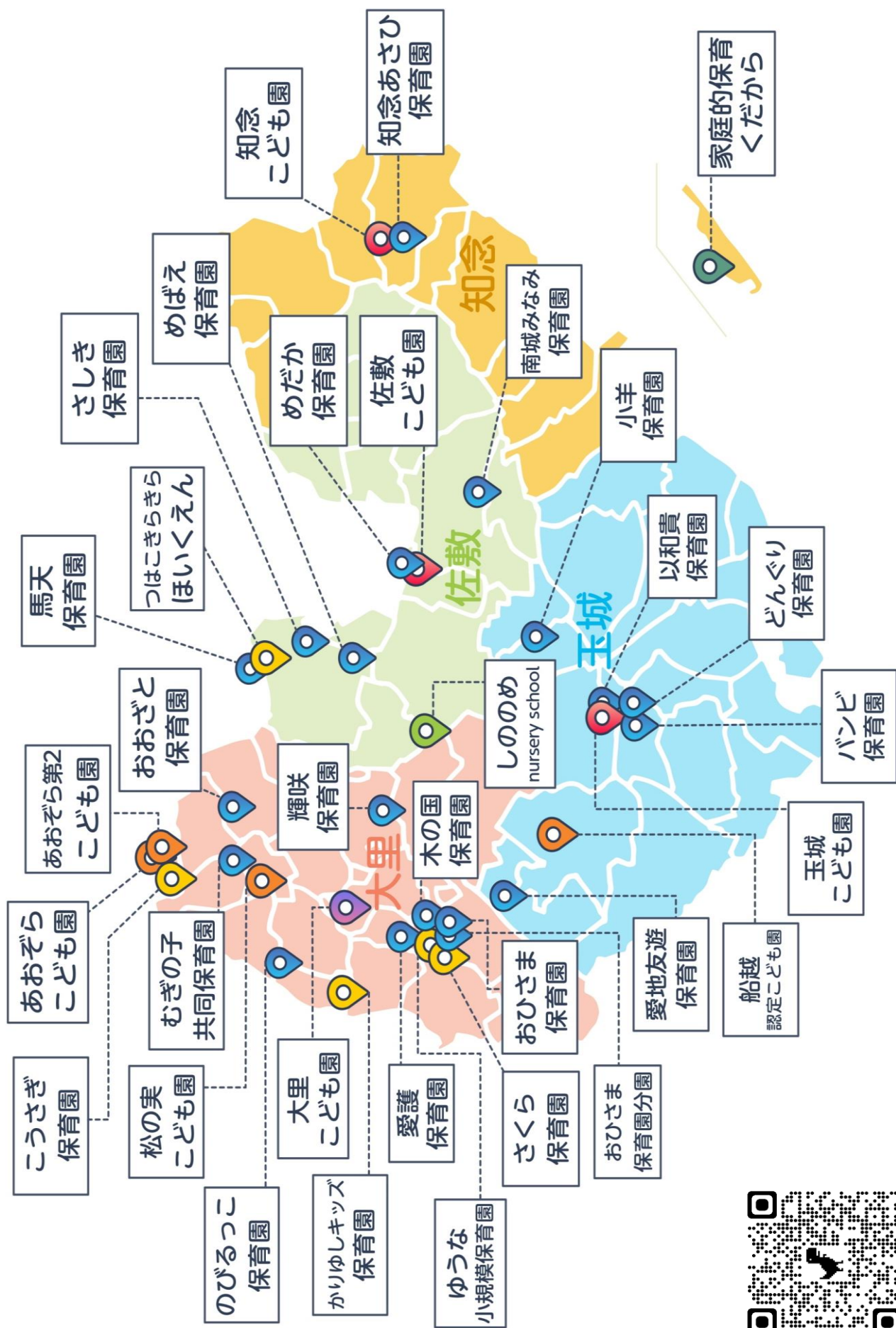
児童の家庭保育が可能である場合は、幼稚園のような利用（朝からお昼過ぎまで）ができ、保護者の就労や疾病等の理由で、日中の家庭での保育が難しい児童については、保育所のような利用が可能です。

◆認定こども園の種類

認定こども園：教育・保育を一体的に行う施設です。

公立・公私連携認定こども園：市立幼稚園から移行した認定こども園です。公立は南城市が運営する認定こども園で、公私連携は市と教育・保育内容等について協定を締結する法人が運営を行う認定こども園です。

私立認定こども園：私立の認可保育所から移行した認定こども園です。



教育・保育施設等一覧

	施設名	施設番号	所在地	連絡先	認定	利用定員数							0歳児 受入	障害児 加配実 績	開所曜 日	教育・保育時 間	1号預かり時間	1号預かり 利用料 (月額)	延長保育時間	延長保育 利用料	未入所児一時 預かり事業実 施の有無	3～5歳児 食費 (月額)	特定の資 格 在籍者	備 考
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計												
1	めばえ保育園	10003	佐数字新里 463-6	947-0310	2,3号	12	18	18	14	14	14	90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 18:30	300円/30分 3,000円/月	なし	主食2,000円 副食4,500円	看護師	土曜日の保育について ・延長保育はおこなっていません ・3歳児から5歳児はお弁当持参になり
2	めだか保育園	10004	佐数字佐敷 230-1	947-1553	2,3号	15	15	15	15	15	15	90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 18:30	300円/30分 3,000円/月	なし	主食2,000円 副食5,500円		土曜日は延長保育なし 給食費はR6年6月時点の金額です。
3	馬天保育園	10005	佐数字津波古 1335-1	947-2717	2,3号	12	17	17	17	17	10	90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	150円/30分 3,000円/月	なし	主食2,000円 副食7,500円		
4	さしき保育園	10006	佐数字新開 1-1	947-1935	2,3号	15	15	15	15	15	15	90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 18:30	150円/30分	なし	主食2,000円 副食5,500円		
5	知念あさひ 保育園	10007	知念字久手堅 21	948-3760	2,3号	12	17	18	8	15		70	4ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	100円/30分以内 1,000円/月 300円/30分以上 2000円/月	あり	主食2,000円 副食4,500円		
6	バンビ保育園	10008	玉城字當山 125-9	948-1416	2,3号	15	20	20	20	15		90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	200円/1回 3000円/月	なし	主食費2,000円 副食費5,500円		・土曜日(延長保育はなし。家庭保育協力願 い有り。)・延長保育(1時間延長を過ぎた場 合は超過料金として300円を請求致します。 (短時間と同様))
7	小羊保育園	10009	玉城字仲村渠 1496	948-1550	2,3号	15	20	20	20	20	5	100	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	100円/30分	なし	主食1,500円 副食4,500円		土曜日は延長保育なし 職員の休み確保のため、土曜日に閉園してはでき るだけ家庭保育の協力をお願いしています。
8	以和貴保育園	10011	玉城字屋嘉部 79-2	949-7770	2,3号	12	20	20	20	18		90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 18:30	150円/30分 3,000円/月	なし	主食2,000円 副食5,500円	看護師	土曜日は延長保育なし
9	どんぐり保育園	10018	玉城字富里 136-2	948-2937	2,3号	12	12	12	12	12		60	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	300円/1時間 3,000円/月	なし	主食2,000円 副食4,500円		土曜日は延長保育なし
10	愛護保育園	10013	大里字稲嶺 1997	945-7705	2,3号	9	18	18	16	15	14	90	6ヵ月	あり	月～土	7:15 ～ 18:15			月 金 18:16 ～ 19:00	18:30まで 200円 19:00まで 300円	なし	主食2,000円 副食5,500円 (1,000円補)	看護師	延長保育(短時間の場合) 16:31～ 一律500円 18:16～ 標準時間と同じ
11	輝咲保育園	10030	大里字大城 2034	945-3964	2,3号	12	18	15	15	15	15	90	6ヵ月	あり	月～土	7:15 ～ 18:15			18:15 ～ 19:00	18:16～200円 18:31～プ ラズ100円	あり	主食2,000円 副食5,500円	看護師	
12	おひさま保育園	10019	大里字稲嶺 2770-2	943-4552	2,3号	12			18	18	12	60	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	300円/60分 3000円/月	なし	主食2000円 副食5500円	看護師	
13	おひさま保育園 分園	10055	大里字稲嶺 2773	943-4552	2,3号		15	15				30		あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	300円/60分 3000円/月	なし		看護師	
14	木の国保育園	10020	大里字稲嶺 2853-1	917-5685	2,3号	9	12	18	20	20	11	90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	300円/日 3,000円/月	なし	主食2,000円 副食4,500円		
15	南城みなみ 保育園	10022	字つきしろ 1678-295	948-7733	2,3号	9	12	12	13	14		60	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	300円/1時間 6,000円/月	あり	主食2,000 副食5,500		
16	むぎの子 共同保育園	10025	大里字古堅 198	945-8192	2,3号	9	12	12	12	12	12	69	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	300円/30分	なし	主食2,000円 副食5,500円		土曜日の延長保育はありません(18時を過ぎた場合に は、500円の超過料金が発生します) 月～金の延長保育時間を過ぎた場合には、500円の過 加料金が発生します
17	愛地友遊保育園	10026	玉城字愛地 241-1	917-1510	2,3号	9	12	12	12	15		60	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	150円/30分 3,000円/月	なし	主食2,000円 副食5,500円		

※各施設から提供された資料に基づき作成(令和6年7月時点)。料金・時間・人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は各施設へお問い合わせください。

※日曜、国民の祝日、慰霊の日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休園となります。

	施設名	施設 番号	所在地	連絡先	認定	利用定員数							0歳児 受入	障害児 加配実 績	開所曜 日	教育・保育時 間	1号預かり時間	1号預かり 利用料 (月額)	延長保育時間	延長保育 利用料	未入所児一時 預かり事業実 施の有無	3～5歳児 食費 (月額)	特定の資 格 在籍者	備 考 ※連携施設はR5年度の実績
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計												
18	おおざと保育園	10031	大里字大里 1681-1	988-1618	2,3号	12	12	12	12	12		60	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	150円/30分 4,000円/月	なし	主食2,000円 副食5,500円	看護師	看護師は保育資格もあります
19	のびるっこ 保育園	10050	大里字仲間 458-4	945-8806	2,3号	12	12	12	18	18	18	90	6ヵ月	なし	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	150円/30分	なし	主食1,000円 副食5,500円		土曜日の延長保育はございません。 第2・第4土曜日はお弁当会 R7年度、看護士採用予定。
20	つばこきらきら ほいくえん	30006	佐敷字津波古 246	975-5909	2,3号	6	6	7				19	4ヵ月	なし	月～土	7:15 ～ 18:15			18:15 ～ 19:00	150円/15分	なし			土曜日は延長保育なし ・第2土曜日は午前保育・毎週土曜日は、離 乳食持参となります。 連携施設：佐敷こども園、めだか保育園、め ばえ保育園、 南城みなみ保育園 輝咲保育 園 玉城こども園、知念こども園
21	さくら保育園	31003	大里字稲嶺 898-1	944-8020	2,3号	6	6	7				19	3ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	300円/1時間 3000円/月	なし			土曜日は延長保育なし
22	かりゆしキッズ 保育園	30003	大里字高平 593-3	943-0695	2,3号	6	6	7				19	4ヵ月	なし	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	300円/30分 3000円/月	あり			
23	ゆうな小規模 保育園	30004	大里字稲嶺 2770-1	955-9477	2,3号	6	6	7				19	4ヵ月	なし	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	30分毎に150 円	なし			土曜日延長保育なし
24	しのめ nursery school	60002	大里字大城 1392	943-1018	2,3号	4	7	8				19	6ヵ月	なし	月～土	7:30 ～ 18:30			18:30 ～ 19:00	150円/30分	なし		看護師	
25	家庭的保育 くだから	40001	知念字久高 231-2	090-5536- 2637	2,3号	1	2	2				5	5ヵ月	なし	月～金	8:00 ～ 17:00					あり			
26	こうさぎ保育園	30009	大里字嶺井 515番地19	894-5541	2,3号	6	6	7				19	4ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	150円/30分	なし			
27	船越認定 こども園	01004	玉城字船越 939-2	949-7213	1号				5	5	5	15		あり	月～土	9:00 ～ 13:00	7:00 ～ 9:00 13:00 ～ 18:00	5,000円	18:00 ～ 19:00	150円/30分 3,000円/月	なし	主食2,000円 副食5,500円		土曜日は延長保育なし。 1号認定のみ土曜日利用の際には、別途 預り保育利用料（1,000円/1日）、給食 費（300円/1日）が発生します。
					2,3号	15	15	15	15	15	15	90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	150円/30分 3,000円/月	なし	主食1,000円 副食5,500円		
28	あおぞら こども園	01005	大里字嶺井 537	945-3557	1号				5	5	5	15		なし	月～土	9:00 ～ 14:00	14:00 ～ 18:00	5,000円	18:00 ～ 18:30	20円/1分 2,500円/月	なし	主食1,600円 副食4,400円		
					2,3号	15	15	15	15	15	15	90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 18:30	20円/1分 2,500円/月	あり	主食2,000円 副食5,500円		
29	あおぞら第2 こども園	01006	大里字嶺井 556	946-4755	1号				5	5	5	15		なし	月～土	9:00 ～ 14:00	14:00 ～ 18:00	5,000円	18:00 ～ 18:30	20円/1分 2,500円/月	なし	主食1,600円 副食4,400円	看護師	
					2,3号	15	15	15	15	15	15	90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 18:30	20円/1分 2,500円/月	あり	主食2,000円 副食5,500円		

※各施設から提供された資料に基づき作成（令和6年7月時点）。料金・時間・人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は各施設へお問い合わせください。

※日曜、国民の祝日、慰霊の日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休園となります。

	施設名	施設番号	所在地	連絡先	認定	利用定員数							0歳児 受入	障害児 加配実 績	開所曜 日	教育・保育時 間	1号預かり時間	1号預かり 利用料 (月額)	延長保育時間	延長保育 利用料	未入所児一時 預かり事業実 施の有無	3～5歳児 食費 (月額)	特定の資 格 在籍者	備 考 ※連携施設はR5年度の実績
						0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計												
30	松の実 こども園	03002	大里字平良 2651-1	917-5700	1号				5	5	5	15		あり	月～土	9:00 ～ 14:00	14:00 ～ 18:00	5,000円	18:00 ～ 19:00	300円/日 3,000円/月	あり	主食1,000円 副食5,000円	○土曜日は、延長保育がありません。 開所時間7：00～18：00 ○平日の延長保育時間18：00～19：00と なっております。19：00を過ぎてお迎えの場合 は超過料として100円を請求致します。 ○1号認定預かりについて。夏季休暇中の預かり利 用料は、月の上限額9,000円となります。	
					2,3号	12	12	18	18	18	12	90	6ヵ月	あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	300円/日 3,000円/月	あり	主食2,000円 副食5,500円		
31	玉城こども園	01020	玉城字屋嘉部 76	948-7511	1号				3	8	18	29		あり	月～金	8:00 ～ 14:00	14:01 ～ 18:15	500円/1回	14:01 ～ 18:15		なし	主食1,500円 副食4,500円	延長保育 月額1,000円/30分 月額2,000円/60分 月額3,000円/60分超	
					2号				12	22	112	146		あり	月～土	7:15 ～ 18:15			18:16 ～ 19:15	100円/30分 ※月額備考記載	あり	主食2,000円 副食5,500円		
32	知念こども園	01021	知念字久手堅 679	948-1751	1号				6	9	9	24		あり	月～金	8:00 ～ 14:00	14:00 ～ 18:00	500円/1回			なし	主食1,000円 副食5,000円		
					2号				14	21	21	56		あり	月～土	7:00 ～ 18:00			18:00 ～ 19:00	①100円/30分 ②300円/60分	あり	主食2,000円 副食5,500円		
33	佐敷こども園	01029	佐敷1246-2	947-1875	1号				6	9	18	33		なし	月～金	8:30 ～ 14:00	14:00 18:15	500円/1回	～		なし	主食1,000円 副食5,000円	土曜日は延長保育なし	
					2号				14	21	42	77		あり	月～土	7:15 ～ 18:15			18:15 ～ 19:15	100円/30分 300円/60分	あり	主食2,000円 副食5,500円		
34	大里こども園	01030	大里字仲間 918-1	945-2827	1号				8	12	24	44		あり	月～金	8:30 ～ 14:00	14:00 ～ 18:15	450円/1 回		100円/30分 1,000円/月 300円/60分	あり	主食1,000円 副食4,500円	看護師 養護教諭	※未入所児一時預かり事業 8:30～17:00（満3歳児以上）
					2号				32	48	96	176		あり	月～土	7:15 ～ 18:15			18:15 ～ 19:15	3,000円/月	あり	主食1,000円 副食6,000円		

※各施設から提供された資料に基づき作成（令和6年7月時点）。料金・時間・人数は今後変更となる場合があります。最新の情報は各施設へお問い合わせください。

※日曜、国民の祝日、慰霊の日及び年末年始（12月29日～1月3日）は休園となります。

認可外保育施設

認可外保育施設一覧（※こども保育課にて申込みの受け付けはしていません）

種別	保 育 園 名	住 所	電 話 番 号	入 所 年 齢	開所時間
認可外保育施設	おなかの中から保育園	佐敷字手登根153	園公式HP より確認	0歳～5歳	月～金 7:30～18:00 土 7:30～18:00
	新開保育園	佐敷字新開1-55	947-1424	1歳～4歳	月～金 7:00～18:30 土 7:00～17:00
	大里くくるん保育園	大里字高平160-2	988-1185	0歳～5歳	月～土 7:00～18:00
	しののめ nursery school II	大里字大城1392	943-1018	3歳～4歳	月～金 7:30～18:30 土 7:30～18:00
	あいあい保育園 南城園	大里字仲間807	917-1792	2ヶ月～4歳	月～金 7:00～19:00
	あおぞら保育園	大里字嶺井539	917-1007	0歳～2歳	月～金 7:00～18:00 土 7:00～13:00

※各施設の保育料金・保育サービスについては、直接お問い合わせください。

広域入所（市外保育施設申込み）について

住んでいる市町村以外の保育施設へ申込みを行うことを「広域入所」といいます。

他市町村在住の方が、南城市内の保育施設の利用を希望する場合

<南城市へ転入予定の方>

南城市民と同様に利用調整（入所選考）を行います。申込日程及び必要書類を確認のうえ、こども保育課まで申込書を提出して下さい。

<南城市へ転入予定のない方>

居住市町村を通して入所申込みを行う必要があります。申込日程及び必要書類を確認のうえ、**南城市の指定様式（申込書）を居住市町村へ提出してください。**

南城市内の待機児童が解消されるまでは、市内住民を優先するため入所できない場合があります。

南城市在住の方が、他市町村の保育施設の利用を希望する場合



南城市を通して入所申込みを行う必要があります。

その後、南城市と利用を希望する保育施設の所在市町村で協議を行い、入所の可否を決定します。

利用調整（入所選考）は保育施設の所在市町村が行うため、入所できない場合があります。

申込み手続きを行う前に、希望する施設の所在市町村へ問い合わせ、以下の事項をご確認ください。

①入所希望月の申込み受付期間

②必要書類（※申込書等の様式はどちらのものを利用するか併せてご確認ください。）

必要書類は希望する施設の所在市町村の申込み締切日の10日前までにこども保育課窓口まで提出して下さい。

地域子育て支援拠点

こども相談課 ☎ 917-5212
こども保育課 ☎ 917-5343

※ご利用前、必ず園にお電話をお願いします。

船越こども園

(子育てひろば)

住所：玉城字船越939-2
☎ 098-949-7213

〈利用時間〉
月・水・金
午前9:00～12:30
午後14:00～16:00

内容：育児相談・園庭開放・園児交流



マップ→

←子育てひろば
申し込み用紙

パンビ保育園

住所：玉城字雲山125番地9
☎ 098-948-1416

〈利用時間〉月～金 9:30～11:00

内容：園庭開放



マップ→

玉城こども園

(たまぐすく広場)

住所：玉城字屋嘉部76番地 ☎ 098-948-7511

内容：園庭開放・育児相談

〈利用時間〉月～水・金 午前10時～12時

午後1時～4時



マップ

※子育てサロンは午前中の2時間のみ



大里こども園

(にこにご広場)

住所：大里字仲間918-1
☎ 098-945-2827

〈利用時間〉
月・水・金
午前10:00～12:00
午後13:00～16:00

内容：室内に準備された遊具や絵本、戸外遊びを通して親子交流ができ、子育てをしながら疑問に思うことや聞いてほしい、じっくり話したい等の相談に応じ共に考えていきます。

育児講座も予定しておりますので、ご気候にご参加下さい。



マップ→

あおぞらこども園

(あおぞら広場)

住所：大里字磯井537番地
☎ 098-945-3557 ※水曜日相談のみ (平日も相談可)

〈利用時間〉
月～金 9:00～14:00
土 8:00～13:00

内容：気軽に子育ての相談ができ、木陰いっぱいの涼しい園庭で親子がのんびり過ごし、ヤギとのふれあいも楽しい。園庭で親子の読み聞かせ・子育て講演会・園児との交流等があります。



マップ→

知念こども園

住所：知念字久手堅679

☎ 098-948-1751

〈利用時間〉
月～金 9:00～18:00

内容：育児相談
園庭開放



↑マップ

知念あさひ保育園

住所：知念字久手堅21番地

☎ 098-948-3760

〈利用時間〉月～金 9:30～11:00

内容：園庭開放



マップ→



松の実こども園

(まつぼっくり)

住所：大里字平良2651番1 ☎ 098-917-5700
〈利用時間〉月・水・金 午前10:00～11:30
午後14:00～16:00

内容：園庭開放・ままごと
制作遊び、個々に合わせた
玩具遊び、絵本、子育て相談等



めだか保育園

(めだか広場)

住所：佐敷字佐敷230-1

☎ 098-947-1553

↑マップ

〈利用時間〉月～金 9:00～14:00

内容：育児相談・園庭開放・リズム・制作あそび・園外交流・サークル作り・クッキング・プールやクラス交流・園行事への参加・給食体験・地域の保育資源の情報提供・絵本、育児書の貸出等があります。



よくある質問Q&A

- Q. 申込みをすれば希望する施設に必ず入所できますか。
申込み人数が施設の利用可能枠を上回った場合は、選考基準に基づいて利用調整（入所選考）となります。利用調整（入所選考）後、入所できなかった児童は入所保留（待機）となります。
- Q. 申込み後に希望施設や勤務先の変更等があった場合はどうすればいいですか。
令和6年11月8日（金）までに、変更内容が確認できる書類をこども保育課窓口に提出してください。期日内であれば変更内容を適用させたうえで利用調整（入所選考）を行います。
- Q. 申込み後、結果はいつ分かりますか。
4月入所の申込みをした方については、1月末（予定）に封書で内定通知又は保留通知を送付します。
- Q. 兄弟姉妹で申込む場合、各種要件書類は全員分必要ですか。
原本は1枚で構いません。上のお子さんには原本、下のお子さんにはコピーを添付してください。
- Q. 兄弟姉妹で同じ施設に入所できますか。
施設の利用可能枠や申込者数は各施設で異なっていることから、選考基準に基づき順位の高い児童から入所となるため、兄弟姉妹でも別々の施設となることがあります。
- Q. 令和7年度に入所できなかった場合、新たに申込みが必要ですか。
令和7年度の申込みは年度末（令和8年3月末）まで有効です。（年度毎に申込が必要です。）
- Q. 各種手続き（希望園変更・内定辞退等）は電話連絡でも可能ですか。
電話連絡、メール、FAX等での受付は一切行っておりません。窓口での手続きをお願いします。
- Q. 施設の見学をしたいのですが可能ですか。
可能です。見学申込みについては事前に各施設へ直接お問い合わせください。
- Q. 加配保育利用を申請した場合、すぐに加配保育士は付きますか。
希望施設にて加配保育士が不足しているなど、十分な受け入れ態勢が取れず利用できない場合があります。ご了承ください。
- Q. 各施設の受け入れ人数はどのように決めていますか。
各施設の面積、保育士数、保育状況等により決まりますので、希望する月に必ず入所できるとは限りません。また、年齢によっては新規受け入れを行わない施設もあります。
- Q. 認可外の申込みはどこにしますか。
認可外施設に直接申込みをお願いします。
- Q. ならし保育は必要ですか。また、必要な場合期間はどのくらいですか。
ならし保育とは、一定の期間を決めて子どもを短時間から預かり、少しずつ環境の変化に慣れてもらうために行うものです。おおよそ2～3週間を目安としていますが、全員がその期間というわけではなく、お子さんの体調等の状況を見ながら延ばしていきますので、施設と相談しながら行ってください。
- Q. 先日、変更申請の手続きで必要書類をこども保育課へ提出したばかりです。再度提出が必要ですか。
各種証明書類の有効期限は3ヵ月です。期限内で内容に変更が無ければコピーの提出で構いませんので提出をお願いします。

よくある質問Q&A

Q. 育児休業中ですが、入所後はいつまでに復職すればよいですか。
入所した月の翌月末までに復職が必要です。4月入所であれば5月末までに復職する必要があります。

Q. 保育を必要とする理由が就労で保護者がそれぞれ標準時間と短時間の場合、認定はどうなりますか。
保護者のいずれかが短時間であれば、世帯として短時間での認定となります。

Q. 兄弟姉妹が既に入所している場合、それぞれの児童ごとに保育を必要とする理由を適用できますか。

できません。保育を必要とする理由、保育の必要量、保育の実施期間は全員同じ認定となります。
例：入所中の上のお子さんの保育を必要とする理由が「妊娠・出産」の標準時間で、新たに申込みをしたお子さんの保育を必要とする理由が「育児休業」であり、どちらも利用可能な場合、どちらか一方の理由で統一となります。

Q. 年度途中で保護者の状況（就労時間・妊娠・出産等）が変わった場合、どうすればよいですか。

こども保育課にて変更申請の手続き及び必要書類の提出が必要です。変更が認められた場合、必要書類に記載されている事実発生日及び申請書提出日に基づき保育時間を変更します。

<事案発生日が未来日>

- ・事案発生日から適用。

〈例：事案発生日が7月1日、変更申請書提出日が6月30日以前であれば、7月1日から変更適用〉

<事案発生日が変更申請書提出日と同日又は既に経過>

- ・提出日の翌週月曜日から変更。

〈例：事案発生日が7月1日、変更申請書提出日が7月1日であれば、7月7日から変更〉

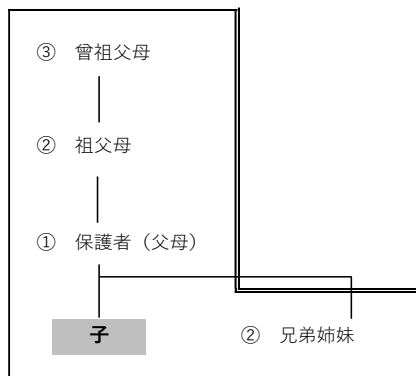
〈例：事案発生日が7月1日、変更申請書提出日が7月7日であれば、7月14日から変更〉

Q. 保育時間が短時間となっていますが、お迎えが間に合わない場合どうしたらよいですか。
就労証明書から勤務時間、通勤時間、残業時間等の実態を本人や勤務先に確認したうえで標準時間に変更できる場合がございます。こども保育課にご相談ください。

Q. 扶養義務者は誰までが対象ですか。

扶養義務者とは、民法第877条第1項に定める者のことを指し、保護者（父母）と生計をともに維持する3親等内直系血族（両親・（曾）祖父母）及び兄弟姉妹が対象です。

イメージ図



申込みの際に同意していただいた事項です。大切に保管してください。

確認及び同意事項	
①	保育所入所案内（その他関連書類を含む）は全てお読みになり、理解したものと対応します。
②	保育所の利用調整（入所選考）は、提出された書類を基に審査し決定します。申込後、家庭状況（住所・連絡先・家族構成・勤務状況・保育状況等・入所要件）に変更があった場合は速やかに届出書を提出して下さい。申込内容が事実と異なると判明したときは入所の内定や決定を取り消すことがあります。
③	就労証明書は必ず事業所の担当者が記入したものをご提出下さい。入所審査時・入所後も随時職場への電話・訪問等で勤務確認を行います。そのときに勤務確認が出来ない方や、就労証明書の内容が違う場合・書類の改ざんが認められる場合は虚偽申請とみなし、一切の入所手続きを行いません。訂正がある場合は必ず事業所印または代表者印で訂正のうえご提出下さい。
④	届出内容について、保育の運営上必要と認められる情報を保育施設と共有します。
⑤	利用調整（入所選考）は、締切日までに提出された書類によって審査します。期限後に提出された書類は、次回の利用調整（入所選考）からの審査対象とします。また、提出された書類はお返しできません。
⑥	利用調整（入所選考）は申込みの先着順ではなく、保育の必要性の高い順に行いますので、入所の順番は変動する場合があります。
⑦	保育所の受入人数は面積、保育士数、保育状況等により決まります。退所等により空きが出た場合に利用調整（入所選考）を行いますので、希望する月に必ず入所出来るとは限りません。
⑧	利用調整（入所選考）の結果、第1希望から第4希望の保育所に入所出来なかった場合は、欠員補充の対象となり待機扱いとなります。
⑨	入所日は毎月1日となります。ただし、1日が日曜・祝日に当たるときは登園できません。
⑩	育児休業にかかる子が1歳に達した日以降も育児休業を継続する場合は、既に入所している児童(育児休業にかかる子のきょうだい)は原則家庭保育を行うことになります。
⑪	育児休業にかかる子が入所した場合は、入所した月の翌月の末日までに復職となります。 (例：4月入所の場合は5月末日までに復職)。
⑫	保育を必要とする理由に該当しなくなった場合は退所となります。就労・出産・介護・就学等による保育の実施期間終了後、異なる理由で引き続き入所をご希望の場合は、その根拠となる資料を提出することになります。
⑬	求職活動で入所した場合、入所期間は3ヵ月です。期間内に就労証明書の提出がない場合は退所となります。また、当該年度において求職中での再申請はできません。
⑭	在所（園）児が在所（園）以外の保育所を希望する場合（施設利用申込書の第一希望にて）は、新規児童の取扱いとなります。その際第1希望から第4希望の保育所に入所できなかったとしても、元の保育所に戻ることはできません。
⑮	保育料の算定資料の提出が無く保育料が決定できない場合は、一番高い階層で保育料を算定します。
⑯	市民税の更正が判明し、保育料が増額となった場合は、遡って保育料を納付することになります。
⑰	保育施設の利用は年度毎となります。引き続き利用を希望する場合は、毎年度申込みをする必要があります。
⑱	保育料は納付期限内に必ず納付してください。滞納がある場合、児童手当より特別徴収等を行います。

* * * お問い合わせ先 * * *

〒901-1495 沖縄県南城市佐敷字新里1870番地
南城市福祉事務所 こども保育課（南城市役所1階）
TEL：098-917-5343

施設利用申込日程表（令和7年度 入園スケジュール）

申込受付開始日		申込受付期限	入所希望日	入所承諾通知発送時期 (入所決定)
在園児	令和6年9月2日	令和6年9月14日	令和7年4月1日	令和7年3月中旬
新規	令和6年10月7日	令和6年10月31日		
令和6年11月1日以降 (随時受付)		令和7年3月17日	令和7年5月1日	令和7年4月下旬
		令和7年4月15日	令和7年6月1日	令和7年5月下旬
		令和7年5月15日	令和7年7月1日	令和7年6月下旬
		令和7年6月16日	令和7年8月1日	令和7年7月下旬
		令和7年7月15日	令和7年9月1日	令和7年8月下旬
		令和7年8月15日	令和7年10月1日	令和7年9月下旬
		令和7年9月16日	令和7年11月1日	令和7年10月下旬
		令和7年10月15日	令和7年12月1日	令和7年11月下旬
		令和7年11月17日	令和8年1月1日	令和7年12月下旬

令和7年11月17日（月）をもって、令和7年度入所申込受付は終了します。

◇注意事項◇

- ・2月及び3月の入所選考はありません。申込は随時受付しています。
- ・入所日は原則、毎月1日となります。1日が日曜・祝日の場合は登園できません。
- ・書類不備、記入漏れ等がある場合は受付いたしません。郵送申込みも同様です。
- ・**期限を過ぎた申込みは次の入所希望日の選考対象となります。**
- ・土日祝日及び平日の昼12時～午後1時は受付できません。
- ・提出された申込書は令和7年度末まで有効です。令和8年度の入所については改めて申込みが必要です。